

名護市消防水利規程

平成29年2月16日

消防訓令第1号

平成30年11月1日

消防訓令第1号

平成31年2月12日

消防訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）に定め消防水利の整備、維持管理等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防水利 法第20条第2項の規定に基づく消防に必要な施設及び法第21条第1項の規定に基づき指定した消防水利（以下「指定水利」という。）をいう。
- (2) 公設水利 水利のうち水道事業管理者（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第5号に定める水道事業者をいう。）が設置し管理する消火栓及び消防本部で所有又は管理する防火水槽をいう。
- (3) 私設水利 水利のうち公設水利以外のものをいう。
- (4) 水利施設 消火栓及び消防用水を貯水する施設並びにこれらの水利施設に付設する採水口、タラップ及び防護柵等をいう。
- (5) 水利標識 水利の所在を示す標識であり消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第34条の2に規定する標識及び消防水利の標識について（昭和45年8月19日消防防第442号消防庁防災救急課長通達）に該当する標識をいう。

(消防長の責務)

第3条 消防長は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号。以下「告示」という。）に基づき、水利の整備に必要な基本指針を策定するとともに、消防署長以下「署長」という。）が行う水利の整備に必要な諸施策を講じるものとする。

(署長の責務)

第4条 署長は、管内の消防情勢及び地域特性を考慮した水利整備を推進し、水利の適正な管理体制を講じておくものとする。

(消防水利の種類)

第5条 消防水利の種類は、次のとおりとする。

- (1) 消火栓
 - ア 公設消火栓
 - イ 私設消火栓

- (2) 防火水槽
 - ア 公設防火水槽
 - イ 私設防火水槽
- (3) プール
- (4) 河川
- (5) 濠、池等
- (6) 井戸
- (7) その他消防水利として使用できるもの

(消防水利の基準)

第6条 消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上のもの又は取水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものでなければならない。

- 2 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の1辺が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができる。
- 3 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき、第1項に規定する給水能力を有するものでなければならない。

(消防水利の配置)

第7条 消防水利は、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号及び第2号に規定する市街地及び準市街地の防火対象物から1の消防水利に至る距離が、告示の別表に掲げる数値以下になるよう設けなければならない。

- 2 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から1の消防水利に至る距離が、140メートル以下になるように設けなければならない。
- 3 前2項に定める消防水利の配置は、消火栓のみに偏ることのないように考慮しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定に基づき消防水利を配置するに当たっては、大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性を有するものを、地域の実情に応じて計画的に配置するものとする。

(消防水利配置の特例)

第8条 消防水利が、指定水量（第6条第1項に定める数量をいう。）の10倍以上の能力があり、かつ、取水のため同時に5台以上の消防ポンプ自動車部署できるときは、当該水利の取水点から140メートル以内の部分には、その他の水利を設けないことができる。

(消防水利の構造)

第9条 消防水利（消火栓を除く。）は、次の各号に適合するものでなければならない

い。

- (1) 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。
- (2) 取水部分の水深が0.5メートル以上であること。
- (3) 消防ポンプ自動車容易に部署できること。
- (4) 吸管投入孔のある場合は、その1辺が0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

(検査)

第10条 検査は、消火栓、防火水槽を対象とし、次に掲げるとおりとする。

(1) 消火栓

ア 構造上の主要な検査は、水道部主管課が行うものとする。

イ 消防本部が行う検査は、位置の確認、水圧等の確認を行うものとする。

(2) 防火水槽

ア 検査は、内壁面の防水処理を中心に別表第1の各項目に従って行うものとする。

イ 水張検査は、内部検査終了後、申請者が10日間隔で30日間、別表第2により行うこと。この場合において、水張りは申請者が行うものとする。

ウ 現場施工防火水槽は、基礎、配筋、コンクリート打設、防水処理、その他について中間検査を行うものとする。

エ 二次製品防火水槽で安全センターが認定した旨の証票を添付した場合は、別表第1の項目1から3までの検査を免除できるものとする。

- 2 検査時における各指摘事項の是正確認は、再検査により行うものとする。ただし、軽微な指摘事項は、是正前及び是正後の状況を撮影した写真により是正の確認を行うことができる。

(消防水利の維持管理)

第11条 消防長及び署長は、消防水利が常時使用できるよう維持管理し、又は所有者等に維持管理させなければならない。

(水利整備の基準及び計画)

第12条 消防長は、第3条の規定により、水利整備の基準及び水利整備の計画（以下「基準及び計画」という。）を策定するものとする。

2 消防長は、前項の規定により策定した基準及び計画を署長に示すものとする。

3 消防長は、翌年度に整備予定の公設水利の基数を署長に通知するものとする。

(公設消火栓の事前協議等)

第13条 消防長は、水道事業管理者から公設消火栓の新設又は移設について事前協議を受けた場合は、当該事前協議場所を署長に通知するものとする。

- 2 署長は、前項の規定により通知を受けた場合は、前条第1項の規定により新設又は移設の選定調査を行い、その結果を消防長に報告するものとする。

3 消防長は、前項の規定による報告に基づき地域の特性等を総合的に検討して、設置場所を決定するものとする。

(消防水利の指定等)

第14条 消防長は、法第21条第1項の規定に基づき消防水利の指定を行うものとする。

2 消防長は、指定消防水利の指定を行うときは、当該指定しようとする消防水利の管理者等に対して消防水利指定依頼書(様式第1号)により依頼し、消防水利指定承諾書(様式第2号)により承諾を得るものとする。

3 消防長は、前項の承諾書を受領した場合は、当該指定消防水利の管理者等に対して消防水利指定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

4 消防長は、指定消防水利の所有者等が、法第21条第3項の規定により当該指定消防水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする場合は、あらかじめ消防水利指定解除(変更)届出書(様式第4号)により届け出させるものとする。

5 消防長は、前項の届出に基づき当該指定を解除し、又は変更したときは、消防水利指定解除(変更)通知書(様式第5号)により速やかに当該届出をしたものに通
知しなければならない。

6 消防長は、指定消防水利を解除し、又は変更した場合は、その旨を署長に通知するものとする。

(消防水利の標識等の設置)

第15条 消防長は、消防水利の採水口又は吸管投入口のおおむね5メートル以内に標識を設置するものとする。ただし、設置位置又は道路状況等設置上、特に困難な条件にある場所については、この限りでない。

2 消防水利の標識は、支柱を利用し、かつ、消防水利の所在が明確に確認できるようなものとし、その形状は、別表のとおりとする。

3 消防長は、標識を設置しようとする場所が私有地である場合は、当該私有地の所有者に対して消防水利標識設置依頼書(様式第6号)により依頼し、消防水利標識設置承諾書(様式第7号)により承諾を得るものとする。

(水利調査)

第16条 署長は、消防水利の状況を把握するため、水利調査を実施するものとする。

2 水利調査の実施計画は、署長が定めるものとする。

3 水利調査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

(1) 消防水利の位置及び異常の有無

(2) 消防水利付近の障害物件等の有無

(3) その他消防活動上必要な事項

4 水利調査の種別は、次のとおり区別する。

(1) 定期調査 1年に1回以上管内全域を調査するもの

(2) 特別調査 その都度、必要があると認められた場合に調査するもの

5 署長は、水利調査を実施した場合は、水利調査報告書（様式第8号）により速やかに消防長に報告するものとする。

6 水利調査の結果、異常を発見した場合は、早急な改善に努めなければならない。

（取水量報告）

第17条 署長は、火災その他の事由により消防水利から取水した場合は、消防水利使用報告書（様式第9号）により速やかに消防長に報告するものとする。

2 消防長は、前項の規定により報告された使用水量の1か月集計を翌月10日までに水道事業管理者に報告するものとする。

（その他）

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月12日から施行する。

別表第1

番号	防火水槽検査項目
1	クラック、小穴、気泡の有無
2	防水処理（一般的にセリノール）のムラの有無
3	本体接合部シーリング材張付けの適否
4	本体とピットとの接合部の適否及び漏水の有無
5	ピットの仕上げの適否
6	鉄蓋の裏面の錆の有無
7	鉄蓋周囲の円形テーパーの有無及びその仕上げの適否（鉄蓋が土上にある場合のみ）
8	内面仕上げの適否（凸凹等）
9	内面寸法の適否（実測する）
10	タラップ取付け部分の埋戻し及び防水の適否
11	工程写真の適否（着工から竣工まで防火水槽毎の撮影地点がほぼ統一されているか確認）
12	専用用地の場合用地面積の適否（実測する）及び境界線の有無
13	車止その他車両進入止の有無及び適否

注 現場打防火水槽の場合、特に防水処理を含む内面仕上げについて詳細にわたって検査行う必要がある。

別表第2

水張測定調査

年 月 日

開発行為場所

申請者

No. 防火水槽（二次・現場打）

月 日 時	天 候	水位（センチ）	水位差（センチ）	摘 要
			+・-	
			+・-	
			+・-	
			+・-	

No. 防火水槽（二次・現場打）

月 日 時	天 候	水位（センチ）	水位差（センチ）	摘 要
			+・-	
			+・-	
			+・-	
			+・-	

記録要領

- 1 測定方法は、マンホール先端から水位の表面までの距離を測る。
- 2 ±及び（二次・現場打）は○で囲む。二次は二次製品、現場打は現場施行をいう。
- 3 摘要は、天候について、特記すべき気象に関する注意報、警報等を記入する。
- 4 測定時間は、同一であること。
- 5 測定防火水槽のNo.を明示した位置図を添付すること。

様式第1号 (第13条関係)

(略)

様式第2号 (第13条関係)

(略)

様式第3号 (第13条関係)

(略)

様式第4号 (第13条関係)

(略)

様式第5号 (第13条関係)

(略)

様式第6号 (第14条関係)

(略)

様式第7号 (第15条関係)

(略)

様式第8号 (第16条関係)

(略)

様式第9号 (第17条関係)